

第 71 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 71 回
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和7年3月26日（水）10：00～11：39

会場：農林水産省畜産局 第一会議室

（ウェブ併催）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

（1）ランピースキン病の発生と対応について

（2）令和2年度の家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の状況について

（3）その他

4. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会委員名簿

資料1-1 ランピースキン病に対する措置の見直しについて

資料1-2 ランピースキン病の発生と対応について

資料 1－3 諮問文

資料 2 令和 2 年の家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の状況について

参考資料 1 水際検疫の強化に向けた検討会設置要領

参考資料 2 家畜衛生をめぐる情勢について

午前10時00分 開会

○渡邊調査官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第71回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御対応いただきまして誠にありがとうございます。

本日、事務局を務めます消費・安全局の渡邊と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、動物衛生課長の沖田から挨拶申し上げます。

○沖田動物衛生課長 第71回の家畜衛生部会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思いますが、ウェブで御参加の委員の皆様、音声聞こえていますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。動物衛生課長の沖田でございます。

委員の皆様におかれましては、この年度末の押し迫ったときに開催したこの会議にお集まりを頂きまして、御参加を頂きましてありがとうございます。

国内の家畜衛生の状況についてですけれども、御案内のとおりです。今年に入ってから鳥インフルエンザは1月に集中的に発生し、特に特定の県の特定の地域において続発するといった状況でございました。現時点では51事例で932万羽の殺処分がなされたというところです。2月に入りまして、2月1日の発生を最後にそれ以降新規の発生がないという状況で、一番最後まで移動制限がかかっていた千葉県が発生地域におきましても先日、移動制限地域が解除されたというところでございます。その中で、まだ4月あるいは5月まで警戒する必要があります。この後、渡り鳥が北帰行、北に帰っていきますので、その北に帰っていく途中ということで、まだ警戒を続ける必要があります。防疫体制の整備、バイオセキュリティの点検とともに、特に異状を発見したときの早期通報というのが極めて重要でございます。こういったところを注意して警戒を緩めずに取り組んでいきたいというふうに思っております。

豚熱につきましては、ワクチン接種後散発的な発生が引き続き見られている状況です、家畜の豚において。今年に入りましても群馬県で続いて1月、2月と発生するといった状況でございます。また、野生のイノシシにつきましては、佐賀のイノシシで九州で初めて発生して以降、佐賀県の一部地域に限局しておりましたが、その近傍にあります長崎県の地域での発生、また、その後イノシシの移動というのが考えられるんですが、それも原因

かと考えられますが、少し南の方に範囲が移ってきているといった状況で、引き続き家畜の豚においては飼養衛生管理徹底とワクチンの適期の接種が必要でありますし、野生イノシシ対策として経口ワクチンの散布、そして捕獲の強化と、こういった取組をしていくことが重要だと思っております。

そんな中、昨年11月には我が国で初めてランピースキン病、牛のベクターで伝播する、サシバエなどの昆虫で伝播するランピースキン病が初めて発生しまして、福岡県の19農場、そして熊本県の3農場で発生をしました。これにつきましては現在のところ気温の低下、あるいは自主とう汰やワクチン接種等の対策を行った結果、発症頭数ゼロになっているところですが、またベクターの活動が活発化するこれからの時期を見据えて、引き続き農場での消毒や吸血昆虫対策、そういったことが必要かと思っておりますが、後で説明をしたいと思います。先週、専門家によるランピースキン病の対策についての検討をしていただきました。その中でも提言を頂いております。これらを踏まえてどうしていくかということ、今日御議論いただきたいというふうに思っております。

また、水際の対策につきましては、コロナの後のインバウンドの増加、これによりまして来客、インバウンドはコロナ以前の水準を上回るという状況になってきてございます。それに伴いまして水際での違反畜産物の摘発が増大するという課題が出ております。これらに対しましては、令和2年に家伝法を改正をして水際の家畜防疫官の権限の強化であるとか罰則の強化、こういったことを取り組んでまいりましたが、令和2年の改正から5年後の検証というのが必要となっております。対策の検証ということで、この家畜衛生部会においても御議論を頂きたいというふうに思っておりますので、本日はそれらに対しましての委員の皆様の前からの忌憚のない御意見、活発な御議論をしていただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡邊調査官 ありがとうございます。

報道関係者におかれましては、撮影はここまでとなりますので御退出をお願いします。なお、ウェブでの傍聴は引き続き可能であることを申し添えます。

さて、現在家畜衛生部会の委員の数は20名でありまして、本日は、ウェブでの御参加も合わせまして15名の委員の先生に御出席いただいております。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、定足数を満たしていることを御報告いたします。

続きまして、本日出席しております事務局を紹介させていただきます。

動物衛生課長の沖田でございます。

- 沖田動物衛生課長 どうぞよろしくお願いいたします。
- 渡邊調査官 家畜防疫対策室長の大倉でございます。
- 大倉家畜防疫対策室長 よろしくお願ひします。
- 渡邊調査官 防疫企画班の加茂前でございます。
- 加茂前補佐 加茂前です。よろしくお願いいたします。
- 渡邊調査官 同じく防疫企画班の大快でございます。
- 大快専門官 大快です。よろしくお願いいたします。
- 渡邊調査官 病原体管理班の松井でございます。
- 松井補佐 松井です。よろしくお願ひします。
- 渡邊調査官 本日はウェブを併用しての開催となります。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。資料一覧を御覧ください。中に次第等があると思えますけれども、お配りしている資料は議事次第、それから委員名簿に加えまして諮問事項の議事（１）ランピースキン病の発生と対応について、これに関しましては資料の１－１から１－３、議事（２）の令和２年の家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の状況についてに関しましては、資料２を使用いたします。このほかに参考資料１、参考資料２がございます。これらは説明の中で必要に応じて使用いたします。届いていない資料とか落丁等がございましたら事務局までお申し付けください。

それでは、早速議事に入ります。

ここからは、議事進行を稲垣部会長にお願いしたいと思います。

それでは、稲垣部会長、よろしくお願ひいたします。

- 稲垣部会長 それでは、議事に入ります。

まず、議事（１）ランピースキン病の発生と対応について、事務局から御説明をお願いいたします。

- 大倉家畜防疫対策室長 それでは、資料１－１から１－３につきまして説明をさせていただきます。

資料１－１を御覧いただきたいと思います。ランピースキン病に対する措置の見直しについてでございます。

１、背景・経緯になります。（１）ですけれども、冒頭、沖田課長の方からも言及がございましたが、令和６年１１月、福岡県において我が国で初めてとなるランピースキン病の

発生が確認されました。本病は、家畜伝染病予防法の届出伝染病であることを踏まえまして、ランピースキン病防疫対策要領、これは局長通知でございますが、この要領に基づきまして家畜の所有者に対し、自主とう汰、出荷自粛、ワクチン接種等のまん延防止措置を行うよう、支援・指導などを行ってまいりました。

しかしながら、その後、感染が拡大いたしまして、最終的には福岡県及び熊本県において22例230頭の感染が確認されております。上記のまん延防止措置が、支援や指導にとどまり法的強制力を持って措置を講ずることができなかったということから、農家の御理解、御協力は得られず十分な防疫対策を実施できなかったことが、感染拡大の一因であると考えられます。

今後も引き続き我が国で当該疾病が発生・まん延するリスクは十分に想定される中、この病気を媒介する吸血昆虫の活動が活発になる夏にかけて再度我が国に侵入・発生した場合、十分な防疫対策を実施できなければ、福岡、熊本にとどまらず日本全国に感染が拡大しまして、肉用牛・乳用牛ともに生産あるいは健康の維持に大きな影響を与える可能性がございます。

これらのことから、ランピースキン病の防疫対策を強化するため、所要の見直しを行うということであります。

次のページです。この具体的な見直しの方向性でございます。ランピースキン病について殺処分の命令など家畜伝染病、これは届出伝染病よりも厳しい措置が行えるカテゴリーの分類になりますけれども、この家畜伝染病に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるよう、家畜伝染病予防法に基づき新たに政令を指定しまして、ランピースキン病を法第62条の疾病の種類として指定することとしたいというものでございます。本日の部会におきましてこの点をお諮りしたいというものになります。

今後のスケジュールでございますが、この部会の後、御了承いただければ、牛豚等疾病小委員会において具体的な技術の観点から見直しの方針について御議論を頂きます。あわせて都道府県への意見照会、それからパブリックコメントも実施いたします。これらの結果を踏まえまして再び以下のこの部会において報告させていただきまして答申を頂ければ、速やかに政令の方を策定したいということになっております。スケジュールの方は7月下旬を目途としてございます。

次の参考ですけれども、この法第62条というのはどういうものなのかということで、ちょっと御紹介させていただきます。62条、「家畜その他の動物について監視伝染病以外の

伝染性疾病の発生又はまん延の徴があり、家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、政令で、動物及び疾病の種類並びに地域を指定し、一年以内の期限を限り」で条文が続いていますけれども、これは主にまん延防止をするために必要な条文が列挙されております。これらの条文を準用することができるかと定められてございます。ここで掲げている政令で、この1年以内の期限を限って指定するというもので、まん延防止措置の条文を適用できるというところに、このランピースキン病を指定させていただきたいという趣旨でございます。

2項でございますけれども、「農林水産大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない」ということで、本日この部会においてお諮りをするものでございます。

資料の方を一つ飛ばすことになるんですが、1－3を御覧いただければと思います。お諮りする諮問文になります。形式的なものでございますが、諮問文が2枚付いてございます。一つは、ランピースキン病を届出伝染病の種類から削るための省令改正についてというもの、もう一つが、ランピースキン病を家畜伝染病予防法第62条の疾病の種類として指定することについてでございます。

2枚目については、今、御説明した62条の政令で定めるものなんですが、1枚目の届出伝染病の種類から削るためのというのは、今62条をちょっと紹介させていただいた中で、監視伝染病以外の伝染性疾病の中でという断りがあるものですから、今この届出伝染病というのは監視伝染病というものの中に含まれるものでございますので、一旦、届出伝染病から外した上で改めて政令で指定するという手続を取らせていただくために、2種類の諮問文となっております。

それでは、発生の状況についての御説明をさせていただきたいと思います。資料の1－2を御覧いただきたいと思います。ランピースキン病の発生と対応についてでございます。

まず1枚目ですけれども、「ランピースキン病とは」ということで本病の説明になります。家畜伝染病予防法の届出伝染病であり、国際的にもWOAH、これは国際獣疫事務局の通報対象疾病と位置付けられてございます。感染するものは牛、水牛となっております。人へ感染する病気ではございません。症状としては、皮膚の結節や水腫というのが一番特徴的な病気となっております。特に泌乳ピーク期の乳牛あるいは子牛、つまり免疫状態が弱いといったものの個体において症状が重いとされてございます。死亡率が1%から5%ということで高くはないんですけれども、重篤なものでは死亡例もあるというもの

になります。伝播方法ですけれども、先ほど申しました吸血昆虫、ヌカカ、ハエ、ダニといった血を吸う昆虫によって機械的に伝播されるというのが主要な経路になっております。そのほか汚染された飼料、水、器具等を介した水平伝播も報告されてございます。予防と制御ですけれども、これは後ほど詳しくどういった対応をしているかというのにも御説明いたします。

写真を御覧いただければ分かりますとおり、先ほど申したように皮膚の結節、水腫というのが特徴的なものでございまして、皮膚にぼこぼことしたこぶ状のものが見られると思えますけれども、こういったものが非常に特徴となります。真ん中上段のところなんかは、そういうものが進行しますと皮膚病変が剥がれ落ちるというふうなことで、痂皮になっていくというようなことも見られております。

次のページで海外での発生状況になります。古くは、世界的に見るとこの地図を御覧いただければ分かりますとおり、アフリカそれからアジア、中東を中心としての発生となります。南北アメリカですとか豪州、ニュージーランドといったオセアニア、あるいは西ヨーロッパ地域においての報告はございません。古くはアフリカ、1950年代から報告されておりました、徐々にこれがユーラシア大陸、ロシアの方に移って、特に近年ですけれども、ロシアの方は2017年から発生が報告されておりました、それ以降また今度は東アジアの方に移ってきたという経緯をたどってございます。韓国は2023年に初めて報告され、日本において昨年11月ということで、どんどん東にという移り方をしてございます。

次のページですけれども、すぐ近隣での発生ということで韓国の発生を紹介したいと思います。韓国における発生状況ですけれども、2023年10月に初めて報告されてございます。ただ、これが初報告されたのは、中央の東側が初発報告の地点ではございますけれども、数日内のうちにほぼ全部で一気に発生報告があったということで、既にかなり浸潤した状態での初発の報告があったと思われるような発生経過をたどってございます。2023年はほぼ韓国の全土にわたって広がっていった状況でございます。そのような中、10月に発生があったんですけれども、翌11月までに韓国全土でワクチン接種の方が行われております。続く2024年も発生はございますけれども、発生の数としては大幅に減じているという状況でございます。

次のページをお願いします。韓国における防疫対応の一つでワクチン接種の状況についての御紹介です。先ほど申したとおり、2023年10月に初発が確認されてすぐにかなり浸潤、広がっているというような状況も見られておりましたので、全土にワクチン接種とい

うことに踏み切ってございます。使われたワクチン、MSD社のワクチンとありますけれども、これは日本でも福岡県で今使われているワクチンと同じものでございますけれども、これを含めて3種類のワクチンが使用されているということで、発生報告から最初の報告から翌月の11月には全頭ワクチンを完了しているというものでございます。2023年、107件の発生がございましたけれども、ワクチン接種の結果もあったかと思えますけれども、翌年2024年は24件ということで、発生数は大幅に減っているというものでございます。このワクチン接種でございますが、かなり実績としては海外でもございまして、アフリカ、欧州、アジア各国でワクチン接種の方が適用されておりまして、清浄化、発生数の減少には寄与しているものと思われます。国際機関ですとか欧州なんかでもワクチン接種を防疫ツールとして推奨されてございます。

次のページですけれども、我が国での発生状況になります。11月6日、昨年、福岡県糸島市での発生が最初に確認されたとき、同日に2例報告されてございます。同じ糸島市でございまして、2例が11月6日に報告があったところから始まりました。次の3例目が熊本県での発生となり、これは移動した牛での発生というものになります。それ以降12月にかけて合計で2県、福岡、熊本の2県で22事例報告されておりますが、12月26日の農家での報告を最後に新しい農家での発生はされてございません。

次のページへ行っていただいて国内での発生事例の写真になります。最初病気の紹介で写真も御紹介いたしました、日本の国内でも特徴的な皮膚の結節病変というのが見られてございます。これは国内のある農家からの写真を提供いただいたものですけれども、牛の後肢の部分、ももの辺りですとか脇腹の部分、その部分にぼつぼつとこぶ状のものが見えているかと思えます。あと下の段の左側なんかは足の部分、足の下の部分なんかにもぼつぼつとした結節が見られてございます。ということで、これは見た目、発症が分かりやすい点になりますが、専門家の方に発生農家さんに入っていたときに、かなり牛の状態によってこの症状は、重いものから軽いものまで様々なバラエティーに富んでいるというような御報告も頂いてございます。

次のページをお願いいたします。このランピースキン病の対策の中身になります。ランピースキン病防疫対策要領というものを2024年1月に定めておりました。これは国内で発生する前に韓国で2023年に発生が広がっていたということもあり、我が国に発生したときのことを対応を考えておかなきゃいけないんじゃないかということで、侵入前に策定していたものでございます。

基本的な動きの考え方でございますけれども、発症牛を早期発見、隔離いただいて移動を自粛、あるいは自主とう汰、ワクチン接種等の総合的な防疫対策が重要という考え方に なります。発生の予防になりますけれども、まずは水際、それから農場における飼養衛生 管理基準の遵守と、具体的な飼養管理としては殺虫剤散布等によるベクター対策、あるい は定期的に牛をよく観察していただく。それから何か異状を認めた場合には家畜保健衛生 所に早期に通報いただくということ。それからいざ発生した後のまん延防止でございます が、真症牛・疑症牛、これは確定診断をしたか、症状だけで決めたかという分類になりま すけれども、発症が見られた牛を隔離するということと、移動と出荷の自粛をしていただ くということ、それから生乳中や精液中にもウイルスが排せつされるため、これらの移 動・出荷の自粛をしていただくということ、それから器具の清掃・消毒、注射器の1頭ご との交換ということと、あとはベクター対策、これは吸血昆虫の対策をしていただくこと とワクチン接種の併用ということが基本的な対策になります。

次のページをお願いします。発生農場において具体的にどういうことをやるかというこ とを示した図になります。家畜防疫員がまずは発生した報告を受ければ同居牛を検査いた します。それから家畜の所有者の方にやっていただく措置としまして、この発症した牛を 隔離、それから自主とう汰、吸血昆虫の対策、それから発症牛を移動・出荷の自粛をして いただくこと、それから農場内、これは主に吸血昆虫対策であつたり汚染したウイルスを 飛散させないようにということで、清掃・消毒を実施していただくということになります。

次のページをお願いします。ランピースキン病発生時の対応のうち、これら発生農場の 外、周辺の、ごめんなさい、発生農場の具体的な移動と出荷の自粛の中身になります。移 動自粛の対象としては生きた牛、それから先ほど申したウイルスが排せつされる可能性の ある生乳と精液が対象となつてございます。自粛の期間でございますけれども、生きた牛 と生乳は防疫員による皮膚病変の消失が確認されるまで、又は、発症した牛の判定された 日から28日を経過後に実施する抗原検査で陰性が確認されるまでの間、移動を自粛いただ くということをお願いしています。それから精液については、これは少し排せつ期間が長 くなりまして、発症の判定日から42日目の日より後に実施する抗原検査で陰性が確認され るまでの間、自粛を頂くというものになります。

次のページをお願いします。次のページが、発生農場の周辺の農家さんに対しての措置 ということになります。まず発生報告があつたら、発生農場を中心とした20キロ圏内の農 家の方たちに対して吸血昆虫対策の方を指導いただくということ、それから10キロ圏内の

方々に対して、まず疫学的に関連する農場の検索をしていただきます。これは過去35日間に牛や人、車両等の移動履歴なんかを見て調べていただいて、関連する農場があればそこに対しても必要に応じて立入検査を実施するというものになります。それから10キロ圏内の農家さんには全て電話等により発生したという事実をお知らせした上で、自分の所有されている家畜に異状がないかということを確認いただくという、注意喚起をしていただくこととなります。それからワクチン接種でございますが、発生農家を中心に20キロ圏内の区域に関して適用することを検討するということが定められております。

次のページをお願いします。対応状況についてです。これはかぶるところがありますので割愛いたしますが、対応状況について割愛いたしますが、右側の輸出への影響を御覧いただきたいと思っております。ランピースキン病が発生した際、あるいは、ワクチン接種をした場合に輸出に関してちょっと影響が出てくる可能性のある国がございました。ここに掲げている香港、台湾、豪州、カタールというのは、一時的に輸出停止措置が取られたところでございますけれども、今現在協議を行った結果、輸出を再開してございます。それからアメリカについては、これはワクチン接種をした牛に関して制限がございました。当初ワクチン接種について接種した県の単位、これは具体的に福岡県ですけれども、福岡県由来の牛肉については輸出が制限されておりましたけれども、これも協議を行った結果、3月19日以降の輸出が認められてございます。

その他のところでございますが、都道府県における検査体制の整備とございます。これは当初、県の段階でこのランピースキン病の遺伝子検査ができなかったんですけれども、これは動物衛生研究部門の協力も頂きまして、今では全都道府県においてPCRの検査が実施可能となっております。

次のページをお願いします。支援策になります。これは届出伝染病ということもありまして、法的な枠組みでの支援措置というのがございませんでしたので、様々な補助事業というような形を活用いたしまして支援措置をしております。

まん延防止措置対策として、自主とう汰した方について新たに牛を導入する場合にそれを支援するというような事業を作っております。例ですけれども、乳用の初妊牛あるいは肉用の繁殖素牛を導入する場合には、1頭当たり60万円を支援するというような事業になっております。それから生乳出荷、生乳も出荷を自粛いただくということで廃棄しなければならないということもありまして、そういった廃棄費用について支援をするというものもございます。それから吸血昆虫対策、こちらについても農家で行う殺虫剤ですとかそう

いったものに対しての支援措置も講じております。

あとちょっと下になりますが、ワクチン接種についてですけれども、ワクチン、これは今、日本動物用医薬品協会の方にワクチンの方を備蓄いただいております、その備蓄したワクチンを無償配布するというをやっております。

それから農家の経営支援でございますけれども、これは主に資金面での支援になります。日本政策金融公庫に対してのセーフティーネット資金なんかの円滑な融通、あるいは償還猶予といったものの要請を行っているほか、個別に福岡県や熊本県に相談窓口を設置したりしております。

次のページをお願いいたします。こういった今の発生状況それから対策、支援措置を御紹介してまいりましたけれども、今回の発生を踏まえましての課題と対応になります。

昨年11月に福岡県で我が国で初めて確認されましたが、家畜伝染病予防法上の届出伝染病であるということで、家畜の所有者の方の自主とう汰あるいは出荷自粛、ワクチン接種等のまん延防止措置を行うように支援や指導をしてまいりました。しかしながら、その後、合計22事例230頭の感染確認ということになりまして、まん延防止措置が支援や指導にとどまって法的強制力を持って措置を講ずることができなかったことで、十分な対策が実施できなかったことが、感染拡大の一因と考えられます。今後も我が国に対してこの病気、侵入、発生、まん延するリスクが十分想定されておりますので、再侵入した際に十分な防疫対策が実施できなければ我が国全体に感染が広がってしまうおそれがございます。

それで対応でございますけれども、ランピースキン病について、殺処分の命令など家畜伝染病に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるよう、家畜伝染病予防法に基づく政令を指定しまして、本病を62条の疾病の種類として指定することについて本審議会に諮問するというので、これは先ほどの冒頭、御説明したところになります。

最後に一つ紹介させていただきたいんですけれども、次のページですが、第4回ランピースキン病対策検討会の議事概要になります。これは先週3月19日に開催したものでございます。今回我が国で発生した発生対応、経過等を検証いたしまして専門家の議論を頂いた上でまとめられた、その検討の結果をまとめたものになります。

我が国で発生したランピースキン病について、防疫対策要領に基づいた防疫対応を検証いたしました。発生直後から行った発症牛の自主とう汰、同居牛の出荷自粛、ワクチン接種、ベクターである吸血昆虫対策等は、まん延防止対策としてそれぞれ有効と考えられた。一方で、自主とう汰への協力が得られず発症牛が地域に残存したこと、発生農家周辺やそ

の周辺でのワクチン接種の遅れが発生拡大につながったと考えられる。このため、今後の防疫対策を強化するためには、発症牛のとう汰を含め必要な措置を、発生地域で迅速かつ確実に実施できるようにすることが必要である。

なお、今回のウイルスは、従来想定していた吸血昆虫だけでなく、牛間の接触などでも感染が拡大した可能性が考えられ、感染力が高く短期間のうちに地域で拡大していることから、感染拡大を防ぐためには発生初期から強制力のある措置を行うことが必要である。また、これから吸血昆虫が、これは暖かい時期になってということになりますが、吸血昆虫の活動が盛んになり発生リスクが高まることから、改めて吸血昆虫対策を徹底することが望ましい。本病に対する防疫対応等については、今後も必要に応じて、これまで得られた知見や今般の発生状況等を踏まえ速やかに検討していくこととするという結果を頂いてございます。この点を紹介させていただきます。

その後は参考資料となります。このランピースキン病の変異の世界的な推移ですとか、家畜伝染病予防法上におけるランピースキン病その他の疾病の法的な位置付けの資料であるとか、家畜伝染病と届出伝染病の違い、それから殺処分の根拠条文の比較、あるいは、諸外国におけるランピースキン病の対策というものを参考で付けておりますので、適宜御参照いただければと思います。

私の説明は以上になります。

○稲垣部会長 ありがとうございます。

それでは、本件について委員の皆様から御質問等がありましたらお願いいたします。

佐藤さん。

○佐藤臨時委員 ありがとうございます。

幾つかあるのですが、まず韓国の発生、スライドの3枚目になりますけれども、全土でワクチン接種をしたけれども、その後に発生をしたということがあるのですが、それはワクチンを接種した牛でも発生したのかどうかということがもしも分かりましたら教えていただきたいということ。

それから、一つ一つにしましょうか。取りあえずはその点がもしも分かりましたら。

○稲垣部会長 お願いします。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

全土でワクチンを打っておりますので、基本的に農場の中はワクチンを打っておるんですが、ワクチンを打った牛が発症したかどうかというところまでは確認ができておりませ

んが、打った農家でも出ているというのは間違いありませんので、あとそれからもう一つは、これは韓国の口蹄疫の状況も考えますと、23年に再発したときに、これは実はワクチンのコントロールをしながら口蹄疫未発生という状態をずっと保ってきていたんですけれども、23年5月に再発したんですが、そのときの状況をよく調べてみると、実は全土でちゃんと打つことになっていただけけれども、農家によってはワクチンを打っていなかった農家もあったということもあって、そういったような状況も口蹄疫で考えられますので、これは類推でしかないんですけれども、そういった状況もあったかとは思いますが。一つ一つこの農場がワクチン接種を既にしてあった、あるいはサボっているという言い方が正しいかどうか分かりませんが、するべきところをしていなかった農家かという逐一の確認はしておりませんが、そういった状況もありますということをお報告させていただきます。

○佐藤臨時委員 ありがとうございます。

それから日本での発生なのですが、スライドの5ページのところにリストがありまして、先ほどもご説明があったように糸島からかなり離れている那珂川市ですか、それから朝倉市、ここにはどのように伝播したかということは疫学調査の結果があるのかどうか教えてください。

○大倉家畜防疫対策室長 ここも疫学の専門家にも入っていただいたんですけれども、昨年12月26日に第3回のランピースキン病検討会を開催いたしました。その中ではこういった飛び地のところというのは、なかなかサシバエとかが直接飛んで広げたというのは考えにくいんじゃないかということと、恐らく車両等にくっつく、あるいは車両の中、車の中にハエが入り込むというのは畜産現場ではよく見られるので、そういったもので運ばれた可能性というのはあるのではないかということも言及されております。その結果を受けて我々の方も、車両に付くものあるいは車両の中に入り込んでしまう可能性があるため、そういったところも、殺虫剤なんかを持ってしっかりとハエの駆除をしていただいた上で移動してくださいという注意喚起をさせていただきます。

○佐藤臨時委員 ありがとうございます。

それから最後の参考のスライドの21ページのところで、諸外国における対策というのが書かれているのですが、韓国で全頭殺処分をしていたものが部分的殺処分、発症牛のみになったという、ダウングレードしている、この理由はどういうことなのでしょう。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

10月に発生を確認して直ちに全土ワクチンを接種をしていったということで、11月には

全頭ワクチン接種を完了という発表をしておるわけですが、このワクチンを打って一定程度コントロールができている状態、これはワクチンを打った後9か月間発生が確認されていないということで、一定程度のワクチンの効果があったわけですが、そういったワクチンでコントロールできている状況の中で全てを殺処分する必要があるのかどうかということを検討した結果、そこは発症牛だけを殺すということで農場全体を殺処分しなくても大丈夫なのではないかという判断で、そこで方針を変えたということでございます。

○佐藤臨時委員 もう一つ、真症と疑症という言葉があったんですけども、これをどういうふうに定義して、PCRなどで遺伝子検出、病原体まで確定すると真症になるのか、あるいは症状だけで真症とするのか、それからまた、殺処分を考えている牛に関しては疑症のもの対象とするのか、その辺りのところを教えてください。

○大倉家畜防疫対策室長 おっしゃるとおり真症に関しては、具体的にはPCR検査で抗原が確認されたものについて真症牛としておりまして、疑症はそれと同居していて症状が見られたものというのを疑症としています。具体的には殺処分の対象ですけども、それはこれからまた専門家の中で検討していきたいと思っておりますけれども、先ほど御質問があった韓国の事例とかそういったことも踏まえて、どの範囲にするのが適切かというのは検討していきたいと思っております。

○佐藤臨時委員 どうもありがとうございました。

○稲垣部会長 他の委員さん、いかがでしょうか。

橋本委員さん、お願いします。

○橋本臨時委員 橋本です。

今このランピースキン病の発生と対応について資料1-2を、10ページですが、周辺地域等における行政の対応で、家畜防疫員が発生農場を中心にした半径20キロ以内の農場に対して害虫の防除の指導をされると、家畜防疫員というのは物すごく強力な頼もしい存在ですね。私は鳥ばかりですけども、今シーズンは高病原性鳥インフルエンザの発生もありまして、再開に向けて今着々と準備しています。有り難かったのは、まず家畜防疫員もさることながら、その中枢だった県の家畜防疫対策室、ここのお仕事が非常に良くて、何が良かったかということ、再開に向けて周辺から反対が出なかったんです。それが一番。それから現場に来た家畜防疫員の方々が厳しいだけじゃないんですよ。膝を突き合わせていろいろな細かい指導をしてくれるんで、再開に向けて、防疫班長、これは本当のベテランだからいろいろな場数を踏んでいるから、物すごくこれはいいなという、私も臨床が長い

んだけれども、この人はよく分かっているなというふうな頼りになっていました。そういう人たちがこのランピースキンでも農家の指導の中樞になると思うんです。すごく強力だから、是非これはこういう方向に向けて法的な位置付けも整えていただきたい、そうあるべきだと思います。

一方で仕事が多いんですよ、彼らは。人が足りているかどうか、足りなくなってきたるのではないかなと、その辺を、ランピースキンもあるし、口蹄疫もアフリカ豚熱もあるし、もちろん高病原性鳥インフルはこれからもあるでしょうから、その辺をどうしていくかがちょっと心配です。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

正に家畜防疫員というか行政の中に獣医師、いわゆる公務員獣医師というものの確保、それからおっしゃられるように、頭数だけではなくて「この人は」という人をちゃんと育成していくということ、この二つが重要だと思っています。

当局でも公務員獣医師の確保ということについていろいろな策が、例えば獣医師の大学での支援をすることによって産業動物の獣医師、あるいは公務員獣医師を確保していくということに加えて、各都道府県の家保の先生方についてのスキルアップを、これは若い人を中心に動物衛生研究部門との協力、そこの協力を仰ぎながらスキルアップの研修等もしっかりと進めて、今いらっしゃる現場の防疫員さんのスキルアップ、それから防疫員さんを確保するというのを努めていく。

また一方で、大変に業務負荷が課題となっておりますので、業務負荷を減らすような方策についてはいろいろな場面、例えば業務のシステム化を進めるとか、そういったことなどもそうですし、あるいは今、鳥インフルエンザの発生等を受けて進めている農場の分割管理、これは一度発生したときに大きな農場が一気に全部殺処分になるのか、分割しておいて別の農場と考えられるほどバイオセキュリティでちゃんと区分ができていれば、区分された方だけを殺処分することによって殺処分に係る業務が少なくなるということもあります。こういったいろいろな方策を使いながら負担を軽減し、こういった正に指導にしっかりと専念していただけるようなことを、農水省としても進めていきたいというふうに考えております。

○稲垣部会長 よろしいですか。

○橋本臨時委員 よろしく申し上げます。何せ半径20キロ、牛ですと農場の数も多いから、これはかなりマンパワーが要ると思うんです。鳥に関してはおっしゃられるような方向で

かなりコントロールができていますし、我々の分割管理も何とか挑戦していますので、それはいいんですが、この問題は本当に数が多いだけにお仕事の負担が大きいと、是非よろしくお願いいたします。

○稲垣部会長 他の委員さん、いかがですか。

加藤委員さん、お願いします。

○加藤（道）臨時委員 私の方から、家畜伝染病に準ずるということで、それは僕は理解しています。ただ、現場としてどう思うかとなると、例えば北海道十勝地方で半径20キロ、直径40キロですよ。その中に恐らく十何万頭の牛はいるだろうと、そうなったときにワクチンをそこで対応を今すぐしてくださいというのが、現実的には難しいのかなと思っています。

この対応状況も、ベクターを減らすとかいろいろやり方はあると思うんですけども、現実的に牛の場合にゼロにすることはできないと思うんですよ。減らすことはできるんですけども、ゼロにすることはできない。なので、こういった対策を取る一方でワクチンを全頭接種、日本全国、牛は毎年5種ワクチンを打っているはずなんですよ。ホルスタインも和牛も打っているはずですよ。なので、そのときに一緒にワクチン接種も検討して、広がらないという答えは出ているので、そういった対策を望みたいなと思います。

支援策についても非常にいいかなと、農家に向けて発信力のある支援策かなとは思っております。是非まず発生したときのワクチンを推奨するかということじゃなくて必ず打つ、そっちの方向に向いてほしいと僕は思っています。それが日本からランピースキン病がなくなる第1のことかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 ワクチン接種の考え方でございますが、今の現行の防疫対策要領の中では飽くまでも緊急的な周辺の接種という考え方でございます。発生予防的に打つ、発生前に予防的に打つかどうかというところについて議論はあろうかと思いますが、各国の対応の考え方でとか国際的な基本的な方針については、基本的には自主とう汰、自主に限らずですけども、とう汰それから吸血昆虫のコントロール、そういったもの等を組み合わせたワクチン接種により防除するという考え方でございますので、全面的にずっとワクチンを打ち続けるということが一番の最適解かどうかというのは、いろいろ議論があるところかと思っております。

それはコストの面も考えなければならないということと、あとは現実問題として今国内で使われているワクチンは、これは承認が取れたものではございませんで、農家の方々の

御判断で自由に打てるというものではなく、これは行政の命令によって接種しているという枠組みの中で初めて使えているワクチンでございますので、現時点において日本国内では、そういった農家さんの御判断であったりして自由に打てるという状況ではないことと、あとはもちろん行政コストの面もありますし、打ち手の問題もありますし、本当に全面的な接種が可能かというのは、いろいろ制度面・技術面で、それから効果の面でも検討は必要なんだろうと思っております。

○稲垣部会長 オンラインの方、いかがですか。

大津委員、お願いします。

○大津委員 御説明ありがとうございます。

私は熊本県の南阿蘇村というところで一緒に経営しているおじが畜産を飼ってしまして、おじ本人もなんですけれども、その周辺の人に対応を見ると、「いぼが出たぞ」というと、まず獣医に相談する前に自分で何かやろうとする。多分規模の問題だと思うんですけれども、九州の中山間地域だと規模が割と小さくて10頭前後とか、大きくても100頭はいかないような経営体もたくさんあります。そういう農家が何か牛に異変があったときにランピースキン病ということを知らずに、民間療法じゃないですけれども、自分で人間のいぼ用の薬を使ってみたりとか、それが農家仲間の間であれが効いた、これが効いたみたいな話をしている現状を見ると周知ができていない。地球温暖化の現状の中でそういう未知の病気とか、これから今まで日本には入ってきていなかった病気が入り得るということを考えると、こういう病気とかこういう症状が出てきているよということの周知というのは、まだ私にも入ってきていなかったですし、おじも知らなかったので、徹底できていないんじゃないかなというふうに思いました。

本当は鳥インフルのところで言おうかなと思っていたんですけれども、全頭処分じゃないということが今回すごく農家としてはよかったなと思っているんですが、発症した場合に農家のメンタルケアというのも、今後検討課題に入れていただければなというふうに思っています。

以上です。

○稲垣部会長 コメントありますか。

○大倉家畜防疫対策室長 1点目の周知の点でございますが、これは国内でまず発生した、発生前から防疫要領を定めるとかワクチンの備蓄をするということで準備を進めてきた段階で、こういう病気があるということは、我々としては発信に努めてきたつもりではご

ございました。

あと福岡県で発生があつてからは、かなり具体的にパンフレット、リーフレットを作つて各県に配布をお願いしたり、特に熊本県なんかでは実際に発生がございましたので農家の方々、団体の方々を対象にした説明会ですとか、具体的な農家さんへの指導ということも回っていただいたというふうにお聞きしていたものですから、周知の方はかなりやってもらっていたかなという気ではおつたんですけども、その点が届いていなかったということですので、周知に関してはこれは繰り返し何度でもやるべきことかと思っておりますので、これからももしこの本日諮問させていただいておりますけれども、仮に政令指定ということになれば、農家さんに対しての強制的な措置ということも発生いたしますので、そういったことと併せて繰り返しの周知というのは努めてまいりたいと思っております。

それから全頭処分うんぬんということなんですが、これも今現在は発症したもののだけ対象には自主とう汰ということを進めておりますけれども、これについては今後こういった範囲・対象をやるかというのは、具体的な技術的な検討は進めてまいりたいと思います。

あとメンタルケアの面、これはこの病気だけに限らず、おっしゃったように鳥インフルエンザ、それから豚熱とか、これは畜種限らず全ての疾病において殺処分ということをやらざるを得なくなった農家の方に対してのケアというのは、先ほど橋本委員からもございましたけれども、家畜保健衛生所の方が膝詰めでいろいろ農家さんのケアに今も当たっていただいていると思っておりますけれども、そういった行政の面からも機械的にやるのではなくて、農家さんの経営の面もそうですし、家族的に特に小規模の方、繁殖農家さんなんかはそうでしょうけれども、そういったものをとう汰してしまわざるを得ないというようなことを慮った上でのやむを得ない処分だということも、御説明を丁寧にしていただいた上で、精神的なケアの部分も気を付けていただきながらの防疫対策ということを進めていきたいと思つます。

○稲垣部会長 ほかにはよろしいですか。

○大津委員 すみません、1点だけ今の追加というかお返りで、周知を多分してくださっているんだと思うんです。ただ、農政局さんからのいろいろなお知らせが来るんですよ。それで多分個人でやっている農家とかは見落とししたりすることもあると思うんで、多分本当に熊本は特にやっていたらいいんだと思うんですけども、それでも伝わっていない部分があるなという現場からの感覚だけなんです。すみません。

○稲垣部会長 お2人手が挙がっていますのでどちらから、山口委員さんからお願いいた

します。

○山口臨時委員 1点確認なんですけれども、これは殺処分命令等が実施されるということになった場合には動物園動物、動物園で水牛なども飼育されていると思うんですが、こういったものもワクチンですとか、それから殺処分対象になるという理解でよろしいでしょうか。

○大倉家畜防疫対策室長 動物園動物に関しては、これはランピースキンに限らず鳥インフルエンザとかもそうなんですけれども、これはまた独自に管理されているもので畜産とはまた違った、流通というものもございませんので、そういう特殊環境下にあるような家畜の扱いというのはどうするかというの、今後具体的に検討はしていきたいと思っております。通常の畜産ではない面で言うと動物園動物であったりもそうですし、種畜の扱いをどうするかとか、いろいろな通常一般の畜産農家じゃないところの扱いというの、これから具体的に関係者の意見なんかも聞きながら防疫対応の方を検討していきたいと思っております。

○山口臨時委員 あと、この疾病は吸血昆虫によって結構飛び火するということですので、その辺の対策も十分御検討いただければと思います。

以上です。

○稲垣部会長 それでは次に、里井委員さんです。

○里井臨時委員 里井です。フードジャーナリストをしています。

私はどちらかという目線が消費者からの目線ではあるんですが、質問がほとんど実は重なっていたんですけれども、周知の徹底というところで一つ、二つ意見がありました。

消費者から見ても、新しい何か病気が発症したときにその情報というのは、大体皆さんは今メディアですとか、例えば携帯からのニュースみたいなので言葉だけがどうしても入ってきちゃうみたいな印象が多いんですね。例えば鳥インフルという言葉だったりも、あと今回のこのランピースキン病と言うと、聞き慣れていない消費者の方とかもいたりしてそればかりが、「何か病気が」みたいな悪影響にならないように是非、もちろん事実を報道するということは大事なんですけれども、要らぬ想像を消費者にあおらないようなところを、うまく周知させるときのメディアですとかいろいろな方との連携というんでしょうか、言葉遣いなども重々お気を付けいただけたらなと思っております。

恐らくそういうことは大丈夫だとは思いますが、あと農家さんや生産者さんの方に対してのメンテナンス、これが重要という点も先ほど委員からもお言葉がありました

し、御返信もあったばかりではあるんですけども、恐らく「言っています」、「聞いていません」みたいなのは、こういうのは行ったり来たりしがちですので、周知の仕方の方、ちょっと今伺ったらメールでのやり取りなんだなと思ったんですけども、余りにも「メールは送りました」、「見ていないです」みたいなのが続くようでしたら、その周知のさせ方というのも今後検討していく必要があるのかなと、ちょっと思いました。

いずれにしても私としては、サイトなんかもよく確認させていただいているので、皆様が何かあったときとかのケアというものを重々されているというのは承知の上でのあえての意見ということで、二つ申し上げました。

以上です。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

先ほどやっていることの説明はさせていただきましたが、やっていることが伝わるということが重要だと思っています。正に御意見を頂いた大津委員、里井委員、御指摘いただいた点だと思っています。伝わることをいかにやるかということだと思って、どういうふうにそれをやっていけばいいかというのを、しっかりと現場とも相談して考えながらこれから対応していきたいというふうに思います。

特にランピースキンに関しましては、病状が見た目が皮膚にいぼみたいなのができるということで、見た目のインパクトが結構大きい病気です。ですが、もちろん人への影響、感染とかそういったことはありませんので、そういったこともしっかりと事実をしっかりと丁寧に説明する。それから伝えると、伝えるんだけど、伝える伝え方というのをしっかりと検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○里井臨時委員 ありがとうございます。

○稲垣部会長 それでは、西元委員さん、お願いします。

○西元臨時委員 西元です。

真症牛・疑症牛についてですが、隔離をするというように言われていますが、例えばどのぐらい距離を置くとかの具体的な隔離の方法とかは決まっているのでしょうか。

○大倉家畜防疫対策室長 物理的に何メートル離せだとか、こういったものを境に置けとか、そういったことまでは防疫要領の中では特段定めているものではないんですけども、これは実際に発生した福岡県でも熊本県でもいろいろ苦労された点なんですけども、農家さんのまずは牛舎構造であったり経営形態、牛の流し方、そういったものに沿って一つ一つ個々の農家さんの状況によって個別に御対応いただいていたというのが実態でございます。

なので実際に発症した牛、何頭に発症したかにもよるんですけども、そういったものをまずできるだけ、例えば空き牛舎があるのであれば、できるだけそういった所を活用いただくのが最善ですし、そういった空きもなくぱんぱんに入ってしまった、なかなか隔離できるようなスペースもないという農家さんもいらっしゃいました。そんな中で例えばベニヤを1枚置いて、そういったぐらいで隔離を何とかしているというような具体的な事例としてはあったんですけども、これはできることをその農家さん個々にアレンジしてやっていただくというのが現実的なところでございます。隔離というのもなかなか100%実際に防げるというものではないというのは十分承知をしておりますけれども、接触機会をいかに減らすか、リスクをいかに低減できるかという観点でやっていただくということが重要かなと思ってございます。

○稲垣部会長 よろしいですか。

○西元臨時委員 それとあと真症牛になった場合、まん延防止の観点で速やかに自主とう汰というのを進めてこられるわけですが、確定してから自主とう汰に至るまでの時間が分かっていたら教えてください。

○大倉家畜防疫対策室長 これは発生初期の頃の扱いと、後半になってから大分状況が変わってまいりまして、福岡県の初期の発生事例ですと、なかなかとう汰に踏み切れないという農家さんが多くいらっしゃいました。ただ、後半に関しては、かなり早期にとう汰をすることでその後の同居牛への感染が防げるぞということもだんだん分かってまいりまして、農家さんの御理解も得られやすく、かつ、自主とう汰への支援、再導入に関して支援をさせていただくということも浸透してきたということも併せて、早期のとう汰が進みやすくなったというのが後半になります。

そこは後半部分の発生については熊本も福岡県も同様なんですけれども、発症を確認したら、あとは処理場のキャパシティーにもよったんですけども、できるだけ速やかなとう汰というのが進められておって、後半の農家さんの発生はその後の同居牛への広がりというのは比較的少ない状況になっております。初期の方の発生事例では、ちょっと資料の中でも御紹介させていただきましたけれども、なかなかとう汰への御理解が得られなかったという事例もあって、結果的に最終的に発症牛もとう汰をせずに残してしまっているという事例というのがかなり多く見られております。

○西元臨時委員 自主とう汰を進めるためには支援というのが大きいと思うのですが、自主とう汰した場合は再導入されないと……

○稲垣部会長 すみません、後半が聞き取りづらかったんですが、自主とう汰をした場合
……

○西元臨時委員 再導入されないと、この金額というのはいらないのでしょうか。しっかりした支援がないと自主とう汰をしてもらうのは難しいと思います。

○大倉家畜防疫対策室長 これは事業の立て付けの問題ではございますが、初期の頃はこういった最初の支援事業というのがない状態からスタートをしております、この初期の頃に自主とう汰に応じていただいた方も対象にして支援ができるようにということで、再導入の方への支援という形で事業の方を作っております。ですので、今の支援事業の形としては、再導入を飽くまでもしていただいたことで支援をさせていただくということになります。

ちなみにですが、もし法定伝染病の一般論で言いますと、これは殺処分した家畜そのものに対して評価した額というのが手当金として払われているというのが現状でございます。

○西元臨時委員 例えば自主とう汰ですと家畜共済の共済金が出ないというのもありまして、なかなか進まないのかなと思ったものであります。

○沖田動物衛生課長 西元先生、おっしゃるとおりです。自主とう汰で、19日の検討会でもお話をしていただいたんですが、広がった原因は強制力のない自主とう汰、お願いでとう汰をすると、農場主の判断でのとう汰ということになると、それが進まないことが原因でまん延を招いたということも一因として考えられるという結論でしたので、そここのところをまん延させないことを目的としてどうすべきかということ、この後この部会に諮問させていただきましたので、専門家の先生方にしっかりと御議論いただいて、自主とう汰ですと支援が、例えば再導入したものでないと出ないとか、そういう限界がある状況ではまん延を防ぎ切れないかもしれない、だとしたらどうしたらいいのかということ、これを議論を頂き、防ぐための措置を行える体制を作っていくたいというふうに思っております。

○稲垣部会長 よろしいでしょうか。

○西元臨時委員 はい、ありがとうございます。

○稲垣部会長 それでは、進行がまずく大分時間を取っております、ほかはお手が挙がっていないようですので先に進みたいと思います。

ということで、本件の審議に当たりましては、当部会の所掌事務のうち専門的・技術的な事項を審議する必要があることから、今後、牛豚等疾病小委員会において審議を頂きた

いと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしいでございますですね。

それでは、事務局の方ではそのようにお進めいただきたいと思います。

次が議事の（２）でございます。令和２年の家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の状況についてでございます。事務局の方から御説明をお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 それでは、資料の２を御説明いたします。

１ ページ目を御覧いただきたいと思います。家畜伝染病予防法の改正概要になります。これは令和２年４月に公布された家畜伝染病予防法の改正の概要のペーパーになりますので、ここでこの資料において現在と言っているのは、令和２年の改正時のことを指してございます。

この令和２年のときの改正の背景・趣旨でございますけれども、国内で２６年ぶりに豚熱が発生して、野生イノシシで拡散していたという状況がございました。野生動物に関しての対応強化が求められていたという背景がございます。それからアジア地域でアフリカ豚熱の発生が急速に拡大していたということもございます。一層の水際防疫の徹底が必要だというような背景がございました。

下の改正の概要でございます。大きく六つの事項についての改正となっております。

１ 点目、家畜伝染性疾病の名称変更、これは形式的なものになりますが、国際的あるいは学術的に使われている名前との齟齬も出てきている状況も幾つかありましたので、名称の方を適正化したというものになります。

２ 番目、家畜の所有者あるいは国、都道府県、市町村、それから関係事業者の責務の明確化。これは家畜伝染病の発生予防、まん延防止に関して、それぞれ家畜の所有者であったり行政、それから関係事業者が、どのようにそこの責任を負っているかということを法律上も明文化したというものになります。

３ 番目が飼養衛生管理基準の遵守に関する是正措置等の拡充でございます。これは家畜を所有している農家が守らなければならない義務というのを定めている飼養衛生管理基準というのがございまして、これの運用に関してかなり強化をしてきているという内容になってございます。

４ 点目が野生動物における悪性伝染性疾病のまん延防止措置の法的位置付けというものになりまして、先ほど背景のところと言及しましたが、特に豚熱の感染拡大の主要要因となっている野生イノシシに対して、いろいろ浸潤状況調査であったり、経口ワクチンの散

布というものの法的根拠を作るというものが主な内容になっております。

5番目が予防的殺処分の対象疾病の拡大というものでございます。これは予防的殺処分の対象疾病にアフリカ豚熱を追加したというものになります。これまで予防的殺処分、これは患畜・疑似患畜だけを殺処分しているというのが、これまで過去の対応であったんですが、そこに口蹄疫だけは患畜・疑似患畜以外の周辺で飼っている牛・豚も、予防的に殺処分できるというものがございましたけれども、その予防的殺処分の対象にアフリカ豚熱も加えたというものになります。

それから6番目が家畜防疫官の権限強化、これは水際を担っている家畜防疫官、これまで任意の質問であったりということで旅行者の方の携行品なんかのチェックをしていたんですが、それを法的強制力のある形で質問・検査ができるようなものに見直したということで、併せて輸出入検疫に関する罰則を強化するなどを内容としてございます。

次のページをお願いします。これは家畜伝染病予防法、この2年の改正のときの附則でございまして、冒頭、課長の挨拶の中でも触れさせていただきましたけれども、ここの附則の8条の中で、法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行状況を勘案し、必要があるときは当該規定について検討を加え必要な措置を講ずるという規定がございまして。

次のページになります。この令和2年の改正以降、家畜衛生の世界でどのような出来事があったのかということをもとめたもので、主に四つの疾病について例示させております。

一つ目が高病原性鳥インフルエンザ、令和4年のシーズンには過去最多、これは84事例で1,771万羽の殺処分という過去最多の発生が確認されているということと、令和2年以降は、これまで散発的な発生であったのが2年以降は5シーズン連続で発生してございます。

それからランピースキン病、これは先ほどの議事の中で御紹介したものでございます。昨年11月、我が国で初めて発生が確認されたもの。

それから豚熱でございますけれども、令和元年に開始したワクチン接種でかなり発生は散発的には変化してございますけれども、依然、発生の方が続いているという状況になってございます。

それからアフリカ豚熱ですけれども、これは国内の発生は確認されておられませんけれども、令和5年12月に韓国の釜山広域市で、これは日本とフェリーが直行しているということもあって非常にリスクの高い地域での野生イノシシで感染が確認されております。令和

2年の改正において、先ほど申しましたけれども、防疫官の質問・検査の権限強化をしたことで、違反畜産物の摘発数が大幅に増加しているという状況がございます。

次のページからが各疾病の発生状況になります。一つ目が鳥インフルエンザになります。これは今シーズン、令和6年シーズンの発生地図と、あと右側でございますけれども、過去シーズンとの比較という表を御覧いただければと思いますが、令和6年、赤囲みしているところがございますけれども、野鳥では9月30日、これも比較的早い時期に感染が確認されておるんですけれども、次、家きんの発生の方ですけれども、初発が10月17日ということで、これは過去一番早い最速の確認となったのが今シーズンの特徴でございます。

下の棒グラフの比較でございますけれども、今、野鳥の方が138ということで、比較的過去のシーズンに比べても多い感染確認がされております。家きんの発生事例が51事例というのがございます。932万羽というのが殺処分の対象となっております、過去2番目に多かった令和2年の987万羽に迫る殺処分羽数となっているのが現状でございます。

次のページでございます。今シーズンの発生事例を地図に落としたものでございますが、冒頭これも課長の挨拶の中でも触れさせていただいておりますけれども、全国で発生が見られておるんですが、その中でも岩手県、千葉県、愛知県での発生が非常に多いということで、この地域において集中的な発生が、しかも1月に集中して見られたというのが今シーズンの特徴でございます。

次のページ、ランピースキン病になりますけれども、これは先ほど御説明したものと重複いたしますので状況については割愛させていただきます。

次のページも同様でございます。発症牛230頭と現時点ではゼロという説明資料になります。

次のページが豚熱の発生経過になります。2018年9月に岐阜県で、これは26年ぶりとなる国内発生が見られております。それ以降23都県、計96事例と、殺処分対象が41.7万頭となっております。2019年9月からはワクチンの接種を決定いたしまして、10月以降ワクチン接種を開始しております。それまでの特に2019年なんかは集中的な発生が見られておったんですけれども、ワクチン接種を実施して以降は散発的な発生となっております。

次のページですけれども、国内で豚熱の発生状況と、あとイノシシの発生状況でございます。岐阜での発生以降、東、西へとどんどん広がっていったという中で、広げていった主体としては野生イノシシが主体で広がっていったんですけれども、一昨年、佐賀県で飼養豚での発生があった後、昨年今度は野生イノシシで佐賀県で発生が確認されて、九州で

も野生イノシシによって感染、佐賀県でも最近野生イノシシの発生が見られたという状況になってございます。

次のページでございます。アフリカ豚熱になります。アフリカ豚熱、これは長らく名前にあるとおりアフリカでもともと土着していた疾病でございますけれども、それがユーラシアへ移り、東アジアの方へ進出してきたという経過をたどってございます。特に先ほどもちょっと触れましたが、韓国で釜山、日本と非常に人・物の行き来の多いところで野生イノシシでの25例発生があったということで、非常に侵入リスクが高まったという状況がでございます。

それから隣の右側の囲みのところで中国の状況について触れておりますけれども、中国ではアフリカ豚熱が出た際、これは大変な流行をいたしまして、豚の飼養頭数が4割減少したというほどの大きな被害がございました。これによって豚肉の流通もそうですし、穀物価格の世界的な上昇ということで、世界の肉だけじゃなくて穀物価格にも影響を与えたという非常に大きなインパクトを与えたという結果となってございました。

次のページです。韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況でございます。韓国は初発が2019年9月ですけれども、これは北朝鮮との国境際で最初に発生が見られて、そこからだんだん南下していったという経過をたどってございます。南下していったのは主体としてはイノシシです。それがどんどん南下していくに合わせて発生農家さんも、どんどん南の方で見られているというような状況でございます。ぽんと飛んで釜山で野生イノシシでの感染が見られたというのが韓国での発生の流れになります。

次のページですけれども、アフリカ豚熱、これは日本に国内発生した際どういった対応をするのかということの説明した資料になります。想定しているものが二つございまして、まず飼養豚で発生した場合と野生イノシシで確認された場合というので分析したものです。飼養豚で発生した場合は3キロを移動制限、10キロを搬出制限区域というのを定めまして、発生した農家については飼養豚の殺処分が行われるという対策が行われます。野生イノシシで感染が確認された場合ですけれども、これはまず感染源、死体のまず適切な処理というのも行います。それから死体を積極的に探索する地域というのが中心の3キロ圏内、その周りには、そこから周りへイノシシを拡散させないという対応をする緩衝地帯というのを置いておきます。その周りは捕獲とサーベイランスを強化するという地域として定めるものになります。

次のページをお願いします。これは水際の対応になります。訪日外客数と持込禁止品の

摘発件数を図示したものでございます。令和2年の法改正で、先ほど来、御紹介してはいますが、質問検査の権限強化をしたことで違反畜産物の摘発件数が増加してございます。令和6年の違反畜産物の摘発件数が20万件を超えるという状況になってございます。

下のグラフを御覧いただければと思いますけれども、コロナの影響もございまして2020年、2021年、2022年と少なくとも、一旦減りましたけれども、2023年、2024年と既にコロナの前の状況、外客数を上回る状況になっておりまして、それに伴いまして違反処分件数の方も増加して過去最高をずっと記録しているという状況が見られます。

右の方ですけれども、旅客携帯品それから国際郵便物の中からアフリカ豚熱ウイルスが検出されるという事例もこれまで見つかっております。携帯品における検査の件数ですけれども、検査事例、権限を強化したとございますけれども、これも悪質な事例に関しては逮捕されるような事例というのも見られてございます。これは警告を発してもなお繰り返し意図的に持込みが見られたというような悪質な事例については、こういう摘発もされているというふうな御紹介になります。

次のページをお願いします。令和2年のこの家畜伝染病予防法の改正事項、冒頭で六つの事項についての変更ということがございましたけれども、その六つの事項に沿って施行の状況、それから問題点と課題というものを整理させていただいた資料になります。

まず1点目の疾病の名称変更でございますが、新たな名称変更になった疾病、特に混乱なく適切に運用されているという状況でございます。ただ、問題点と課題のところ、直接的な名称変更とは関係ないものでございますけれども、今エミューの高病原性鳥インフルエンザの発生事例というのがございまして、それをダチョウの中に含めて運用していたという事例がございましたけれども、このエミューを法的位置付けを明確化すべきとの意見が出ているということで、これを課題として挙げさせていただいております。

それから家畜の所有者と国、行政機関、関連事業者の責務の明確化でございますけれども、これは飼養衛生管理基準において高病原性鳥インフルエンザ発生時の殺処分等、多大な時間を要する大規模所有者の発生がございましたけれども、この大規模所有者に対しては対応計画というのを策定させていただいております。この計画を策定することにより鳥インフルエンザ、あるいは豚熱発生時の防疫作業の手順が事前調整することによって推進されてございます。この問題点と課題でございます。対応計画は策定はしていたんですが、いざ発生した際、家きんの殺処分した後の焼却処分あるいは埋却処分、そういったものの方法について、なかなか決まらずに調整に難航したという事例が見られてございます。そのた

めに発生した際の影響の大きい大規模農場においては、処分方法等も含めた実効性のある対応を事前に整理しておく必要があるのではないかと、課題として挙げております。

3点目ですけれども、飼養衛生管理基準の遵守の是正措置等の拡充でございます。3年4月に策定した飼養衛生管理指導等指針、これは大臣が定める文書になりますけれども、この指導等指針に即して都道府県知事が、今度は指導等計画というものを作成・公表いたします。養鶏農家あるいは豚飼養農場において鳥インフルエンザ、豚熱が発生したときのための殺処分範囲を限定して、経営への影響を緩和するための分割管理の取組というのでも推進してございます。鳥インフルエンザと豚熱についての発生事例を紹介してございます。

そのまず問題点と課題についてですが、鳥インフルエンザの発生事例において、これは再発事例というものがかなりの例数見られてございます。こういったところを含めまして、飼養衛生管理基準の遵守を徹底されていない事例があったために、この飼養衛生管理基準に係る自主点検の実効性を高める必要があるのではないかと。それから法に基づいて、これは飼養衛生管理基準を遵守していなかったことに対しての指導・助言、勧告、命令、公表というのを都道府県が行えることになっているんですけれども、これについて実際に発動した事例が少ないということで、遵守徹底の観点からも運用の改善が必要ではないかと。それから令和4年シーズンに過去最高の発生数がございましたが、これが鶏卵価格にも影響を及ぼしたということで、影響緩和のための農場分割管理の取組の更なる推進というのが必要ではないかと。それから豚熱についてですけれども、散発的な発生にはなってきてございますが、これが清浄化に向けて道筋を検討すべきではないかというのを、課題として挙げさせていただいております。

4点目でございます。次のページですが、野生動物のまん延防止措置の法的位置付けでございます。アフリカ豚熱について令和6年3月に、「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」というものを策定いたしました。これについての問題点と課題ですけれども、野生イノシシでアフリカ豚熱の感染を山林等で確認した場合、家畜防疫員が明確な根拠を持って感染拡大防止を行えるようにすべきではないかと、山林等もちろん所有者がございまして、法的根拠を持って感染拡大防止を行えるようにすべきではないかということ、課題として挙げさせていただいております。

5点目ですけれども、予防殺の対象拡大、これはアフリカ豚熱を追加したものでございますけれども、この法改正以降、適用事例がございませんので、課題についても特段なしとさせていただきます。

6番目について家畜防疫官の権限強化でございますが、これは入客への質問権限の強化をしたこと。それから違反品を持ち込んで外国の食材店で販売されている事例も確認されてございます。これの課題ですが、より確実な違反品の摘発を効果的に実現するにはどうすべきかということ。それから国内に持ち込まれた違反品についてもどのように対応すべきかという課題とがあります。これについては別途、水際検疫の強化に向けた検討会というものを立ち上げて議論を進めているところでございます。

7点目でその他と挙げさせていただきます。これは先ほどの議事の中で御紹介させていただきましたランピースキン病の政令指定に関することでございます。

資料の説明については以上になります。

○稲垣部会長 ありがとうございます。

それでは、本件について委員の皆様から御意見、御質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

米山委員さん、お願いします。

○米山臨時委員 14ページの、まず大規模所有者が発生に備えた対応計画を作成することが今、書かれているんですけども、鳥で言うと大規模所有者というのはどれぐらいを飼養している生産者を言うんでしょうか。

○大倉家畜防疫対策室長 今、対応計画を定めることとされている大規模は、20万羽以上の方に対応計画を定めていただいております。

○米山臨時委員 はい。それと分割管理を推進するというふうになっているんですけども、鶏の場合、分割管理をされている農場がどれぐらいあるのか、また、明らかに分割管理が効果を発揮したという例が今シーズンで言うとどれぐらいあったかというのは、把握されていますでしょうか。

○大倉家畜防疫対策室長 分割管理を適用されている養鶏農家さんについては、直近では8農場の方が適用されているというのは調査があります。ごめんなさい、18ですね。採卵鶏の農家さんで18事例が適用されている。ごめんなさい、養鶏全体で18、採卵鶏農家さんで8事例が適用されております。

あと今シーズンの発生事例についてですけれども、これは1例、分割管理を適用されて

いる農家さんがございまして、そこは実際に分割した先のサイトでの発生があったんですが、もう一個の分割した先では、その後の発生が見られていないという事例はございました。

○米山臨時委員 分割管理をしていたけれども、効果がなかったという事例は今回はなかったですか。

○大倉家畜防疫対策室長 分割管理を適用した事例での発生というのがその事例だけでしたので、管理適用農家での発生事例というのはなかったです。

○米山臨時委員 はい、分かりました。

○稲垣部会長 ほかはいかがでしょうか。

木村委員さん、お願いします。

○木村臨時委員 ありがとうございます。

鳥インフルエンザのことなんですけれども、今年は岩手、千葉、愛知が多かったということなんですけれども、ずっと（数年）しばらく起こっていたと思うんですけれども、感染の特徴的なものを捉えて何か打てる対策というのはあるんでしょうか。まん延の仕方の特徴みたいなのは年年で違うんでしょうか。それとも、大体決まってスポット的な年であれば、全体に広まっている年もあるのか、全国で感染対策さえちゃんとしていけばスポット的な感染の仕方に変わっていくのかとか、その辺りはどうなんでしょうか。

○稲垣部会長 よろしいですか。

○大倉家畜防疫対策室長 年によって、ちょっと先ほど資料で御紹介いたしましたけれども、発生のまず数なんかは違いがございまして。大きく流行してしまうときもありますし、ほんの散發的な発生で済む場合もございまして。ただ、やっていただくべきこと、農家さんに対応いただくべきことであつたり、行政としての対応については、基本的なことについては変わりございません。ただ、毎年毎年、疫学調査をしたものを専門家の方に各事例を検証いただいて、疫学報告書という形で毎シーズン取りまとめております。その中身についてはもちろん共通する事項もあるんですけれども、年年によって特徴的なものであつたりというのが見られてございまして。

例えばこれまで人、物、あるいは野生動物を介した感染の拡大というのが主流であつた中で、令和4年のシーズンでは大規模でウインドレス鶏舎での発生がかなり多かつたということもあり、塵埃による、ほこり等、それによる感染も考慮すべきではないかということもあつて、それ以降フィルターの設置ですとか噴霧装置の設置といった取組も進めてま

いりました。

あと今シーズンの発生についても、先週3月21日に家きん疾病小委員会、疫学調査チーム検討会の合同会合というのを開きまして、今シーズンのこれまでの中間的な検証というのもやっております。その中でも、この3県での集中的な発生というのはちょっと特徴的な発生であったということで、この地域でウイルスを最初に増やしてしまったことと、その増やしてしまったウイルスが地域的に広がってしまったことという、そのことについてのリスク管理措置というのをしっかりやる必要があるだろうということは御意見を頂いております。

まずは増やさせないために早期の通報、それから早期の防疫措置の着手や処分の実施といったもの、それから広げさせないための対応として、周辺農家さんなんかも含めた塵埃対策、フィルターなんかの設置、あるいは、不織布なんかを入気口に設置いただくというような取組が重要なのではないかとというようなことも御提言いただいております。それから防疫措置時の飛散防止処理といったことも重要だというような御意見をいただいておりますので、その時々々の発生状況に合わせた検証を行った上での防疫措置についての提言というのをやって、それを現場への適用というのを毎シーズン繰り返している状況でございます。

○稲垣部会長 よろしいでしょうか。

○木村臨時委員 ありがとうございます。

○稲垣部会長 他の委員さんはいかがですか。

それでは、一通り、時間もありませんので、ありがとうございます。

それでは、議事の最後、その他でございます。

事務局から報告等ございますでしょうか。

○加茂前補佐 特にございません。

○稲垣部会長 ないということですが、この際、家畜衛生に関する内容等について、委員の皆様から御意見なり御質問があれば承りたいと思います。いかがでございましょうか。

米山委員さん、お願いします。

○米山臨時委員 鳥インフルエンザですけれども、今シーズンも51例出て大変だったんですけれども、根本的にはワクチンを使うしかないかなというふうに我々生産者の方は考えています。ワクチンについては、いろいろ難しい問題があってもすぐには導入できないということは分かっているんですけれども、アメリカでももう部分的に使用を許可するような

話も出ておりますので、是非日本でも調査・研究だけは進めていってほしいなというふう
に思っています。

○稲垣部会長 コメントございますか。

○大倉家畜防疫対策室長 鳥インフルエンザについてのワクチンの議論というのは、これ
は昔からございますけれども、今現在は、御存じのとおりかと思えますけれども、防疫指
針上は緊急的に接種するということを想定した備蓄をしているという状況でございますけ
れども、恒常的な使用、発生予防的に使用するというワクチンの使用法については、現状
においては我々としては用意していないというものでございますけれども、米山委員がお
っしゃったとおり、これの技術的な検証・研究を進めるということは必要だと思ってい
ますので、また専門家の方の御意見も頂きながら、いろいろ何ができるかということは
検討してまいりたいと思います。

○米山臨時委員 ありがとうございます。

○稲垣部会長 ほかにございませんでしょうか。オンラインの委員の方、よろしいですか
ね。

それでは、議論を尽くしたということで、議事の方をこれで終了させていただこうと思
います。

事務局の方に進行をお戻ししたいと思えます。よろしく申し上げます。

○渡邊調査官 稲垣部会長、ありがとうございます。

本日は熱心な御議論を頂きまして誠にありがとうございます。

ここで家畜防疫対策室長の大倉から御挨拶を申し上げます。

○大倉家畜防疫対策室長 すみません、本来であれば安岡局長が出席して御挨拶申し上げ
るところでございますけれども、別用がございまして私が代わって御挨拶させていただきます
ます。

本日、大変熱心に御議論いただきまして大変ありがとうございます。

まず本日諮問させていただきましたランピースキン病の政令指定に関しましては、今後
開催される牛豚等疾病小委員会におきまして、専門的な見地から御審議を進めさせてい
だきたいと思えます。

今後とも高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、それからアフリカ豚熱、ランピースキン病
も含めまして、家畜伝染性疾病の発生予防対策の徹底については、我々としても全力で取
り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましては引き続きの御指導、御協力のほど

よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は長時間にわたりまして御審議ありがとうございました。

○渡邊調査官 それでは、以上をもちまして食料・農業・農村政策審議会第71回家畜衛生部会を閉会いたします。

皆様、どうもありがとうございました。

午前11時39分 閉会